新型コロナウイルス感染症対策

危機関連保証

山梨県信用保証協会では、新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業・小規模事業者のみなさまの資金繰りをサポートします。

危機関連保証	
ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、経営の安定に支 障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受け た中小企業者
制度概要	全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種(保証対象業種に限る)の事業者を対象に「危機関連保証」として、売上高が前年同月比▲15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、一般保証枠(2.8億円)、セーフティネット保証枠(2.8億円)に加えて更なる別枠(2.8億円)の保証を対応いたします。
保証限度額	2億8,000万円 (一般保証枠・セーフティネット保証枠とは別枠)
対象資金	経営の安定に資する資金(運転資金・設備資金)
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)
貸付利率	金融機関所定利率
保証人	原則として法人代表者以外不要・個人事業主の場合は原則保証人不要
保証料率	0.8%(責任共有制度対象外)
添付資料	本制度の利用に当たっては、認定申請書(所轄市町村長又は特別区長の認定文言及び記名押印のあるもの。)の提出が必要です。認定書につきましては各市町村に問い合わせください。
指定期間	令和2年2月1日~令和3年12月31日まで

※金融機関及び当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。



山梨県信用保証協会

本 店: TEL 0120-970-260 富士吉田支店: TEL 0555-22-0992

https://cgc-yamanashi.or.jp





